

第94回

鳥栖市都市計画審議会議案

令和2年8月3日

鳥栖市都市計画審議会

諮 問 事 項

諮 問 番 号	件 名	頁
諮問第108号	鳥栖基山都市計画ごみ焼却場の決定（鳥栖市決定）	1
諮問第109号	鳥栖基山都市計画下水道の変更（鳥栖市決定）	2

諮問第108号 鳥栖基山都市計画ごみ焼却場の決定（鳥栖市決定）

鳥栖基山都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場			
1	（仮称）佐賀県東部環境施設組合エネルギー回収型 廃棄物処理施設	鳥栖市真木町字今川	約16,400㎡	ごみ処理能力 172t/日

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

佐賀県が策定したごみ処理広域化計画において、鳥栖・三養基西部環境施設組合を構成する鳥栖市、上峰町及びみみやき町の1市2町と、脊振共同塵芥処理組合を構成する市町のうち神崎市及び吉野ヶ里町の1市1町の、あわせて2市3町の東部ブロックで広域化を進める方針となっていることに加え、両組合の既存のごみ焼却場がほぼ同時期に設置期限を迎えることから、新たな枠組みとして鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町及びみみやき町の2市3町で構成する佐賀県東部環境施設組合での広域処理に転換し、既存の2施設を集約して、循環型社会形成の推進を図る新たなごみ焼却場を建設していくため、その敷地を都市計画決定するものである。

諮問第109号 鳥栖基山都市計画下水道の変更（鳥栖市決定）

鳥栖基山都市計画下水道（鳥栖市決定）の「2. 排水区域」及び「4. その他の施設」中、鳥栖市浄化センターを次のように変更する。

2. 排水区域

名 称	面 積	備 考	
鳥栖市 公共下水道	約 2,334ha	汚水 東部処理分区 約 769ha	雨水 轟木川第5排水区 約 5ha

4. その他の施設

名 称	位 置	備 考
鳥栖市浄化センター	鳥栖市真木町字七田	敷地面積 約 53,223 m ² 約 17,847 m ² 削除

「区域は計画図表示のとおり」

変 更 理 由

本市の公共下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資することを目的として昭和50年に全体計画面積を約2,076haとする公共下水道事業に着手し、現在平成29年までに約2,332haの計画決定を受け、鋭意事業を推進している。

今回は、次期ごみ処理施設の計画を踏まえた鳥栖市浄化センターの基本設計の見直しにより、浄化センターの敷地面積約71,070 m²を約53,223 m²に変更する（約17,847 m²削除）。また、削除した浄化センター用地は下水道計画区域内に位置づけ、適切な処理を行う必要があることから、汚水・雨水とも事業計画区域を約2ha拡大し、2,334haに変更する。